

海外在留邦人等の一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業
(空港での3回目接種：12歳以上の接種の開始)

令和4年3月31日（総22第36号）
在デンパサール日本国総領事館

●海外在留邦人等を対象とした一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業について、4月5日より、12歳から17歳までの方への3回目の接種が開始されます。

1 海外在留邦人等を対象とした一時帰国時の新型コロナワクチン接種事業については、3月9日付け当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100314018.pdf>）でご案内したとおり、現在、3回目接種が実施されています。

2 これまで、3回目接種は、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）のいずれかのワクチンの2回目接種を受けてから6か月以上が経過している18歳以上の方が対象でしたが、3月29日から対象年齢を引き下げ、上記いずれかのワクチンの2回目接種を受けてから6か月以上が経過している12歳以上の方も予約可能となります（接種開始は4月5日から）。

なお、3回目接種で使用するワクチンの種類は、ファイザー社製ワクチンとなります。また、これらのワクチンの2回目接種が済んでいない場合は、引き続き1回目・2回目接種も可能です。

3 本事業での接種を希望される方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で予約してください。

4 5歳から11歳までの小児へのワクチン接種については、4月中旬を目処に開始すべく、現在日本政府において関係省庁間で調整中ですが、詳細が判明しましたらお知らせします。

5 本事業に関する詳細は、外務省海外安全HP（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）をご確認ください。